

岐阜労働局発表  
平成 26 年 5 月 29 日（木）

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 松野 明広
	監察監督官 吉田 武己
	電話 058-245-8102

## 時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）未届事業場に対する監督指導結果

—監督指導を実施した 92.3%の事業場に法令違反—

岐阜労働局（局長 佐々木秀一）では、長時間労働抑制・過重労働対策の一環として、平成 25 年度に、県内 7 労働基準監督署（以下「監督署」という。）において、時間外労働・休日労働に関する協定届（以下「36 協定届」※と言う。）を所轄労働基準監督署長に届け出ないまま時間外労働・休日労働を行っていると思われる事業場に対する監督指導を実施し、今般、その状況を取りまとめました。

※法定労働時間（1 日 8 時間、原則週 40 時間）を超える時間外労働（いわゆる残業）や休日労働を行うに当たっては、事前に労使協定を結び所轄の労働基準監督署に届出（36 協定届）が必要です。

### 1 36 協定未届事業場に対する監督指導の結果

長時間労働抑制・過重労働対策については、近年、重点的に取り組んできましたが、36 協定届の提出状況等からみると、そもそも時間外労働・休日労働を行うために必要な 36 協定を所轄労働基準監督署長に届け出ないまま時間外労働や休日労働を行っている事業場が認められ、中には遵法意識・労働時間管理の意識が低く、長時間にわたる時間外労働が行われている事業場の存在も懸念されました。

そこで、岐阜労働局では、平成 25 年度に、36 協定を所轄労働基準監督署長に届け出していない事業場（法違反が懸念される小規模の非工業的業種）に対し、集中的に監督指導を実施しました。

その結果、次のとおり、監督指導を実施した 104 の事業場のうち 96 の事業場（全体の 92.3%）において労働基準関係法令違反が認められました。

違反内容としては、①36協定に関する法違反が78事業場（同75.0%）、②割増賃金に関する法違反が45事業場（43.3%）において認められたほか、脳・心臓疾患の発症が懸念される1か月80時間を超える時間外労働を行っていた事業場が3事業場（2.9%）において認められました。

#### 監督指導の結果の概要

- |     |   |   |
|-----|---|---|
| (1) | 監督指導を実施した事業場数   | 104事業場  |
| (2) | 違反状況  |   |
|     | 96事業場（全体の92.3%）において何らかの労働基準関係法令違反<br>（上記（1）のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場） |   |
|     | ①   | <u>36協定の届出なく時間外・休日労働を行わせていたもの</u><br>78事業場（75.0%）   |
|     | ②   | <u>割増賃金に関する法違反があったもの（賃金不払残業等）</u><br>45事業場（43.3%）   |
|     | ③   | 就業規則の作成・変更、届出に関する違反があったもの（就業規則未整備等）<br>32事業場（30.8%）   |
|     | ④   | 健康診断に関する法違反があったもの（健康診断未実施等）<br>28事業場（26.9%）   |
| (3) | 監督指導において把握した実態  |   |
|     | ①   | 36協定の締結・届出を行わなかった理由   |
|     |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>36協定の締結・届出が必要だとは知らなかった</u><br/>47事業場（45.2%）</li> <li>• <u>36協定の締結・届出を忘れていた</u><br/>36事業場（34.6%）</li> <li>• 時間外労働・休日労働がなかった<br/>13事業場（12.5%）</li> <li>• その他<br/>8事業場（7.7%）</li> </ul>      |
|     | ②   | 1か月の時間外労働時間が最も長い労働者の労働時間  |
|     |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>45時間以内</u> 74事業場(71.2%)</li> <li>• 45時間を超え60時間以内 6事業場(5.8%)</li> <li>• 60時間を超え80時間以内 0事業場(0%)</li> <li>• <u>80時間を超え100時間以内</u> 1事業場(1.0%)</li> <li>• <u>100時間超え</u> 2事業場(1.9%)</li> </ul> |

## 2 今後の対応

上記1の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。

平成25年度の監督指導結果をみると、36協定届が必要であることを知らない事業場(47事業場、45.2%)や、36協定届を忘れていた事業場(36事業場、34.6%)が多く認められ、36協定届等の労働基準関係法令に関する認識が不十分である実態が認められました。

そのため、岐阜労働局では、引き続き36協定未届事業場の情報把握に努め、各監督署において監督指導等をしっかり行っていくほか、岐阜労働局ホームページに専用サイトを開設するなどの周知啓発を積極的に行うとともにハローワークにおいて36協定届に関するリーフレット等を配布することとしています。

### 参考資料

- 資料番号1 関係法令
- 資料番号2 36協定未届事業場に係る監督指導結果集計表(平成25年度)
- 資料番号3 リーフレット 36協定届を届け出ていますか?
- 資料番号4 パンフレット 時間外労働の限度に関する基準